ので、

納期内納付にご協力をお

願いします。

じていますので、

なるべく納付

(分納) などの相談に応

限前にご相談ください。

税金の支払が滞ると…

収納対策推進本部 からのお知らせ (町税)

■問合せ ... 税務財政課 **☎**74−3003

を保つため、財産を差し押えな

納付されている方との公平性

います。 なければならないと規定されて ければなりません。 ※地方税法などでは、差し押え

例えば

互いに協力して納める「社会の

税金は、社会生活においてお

となります。 ①給与→滞納されている方の勤 **与について、強制執行すること** 務先に給与の支払状況を調査の 上、差し押えることができる給

金は、道路の維持管理・上下水 皆さんに納めていただいた税

えた後に公売することとなりま ③不動産→土地や建物を差し押 れているかを調査の上、 行することとなります。

ことがあります。 財産調査を行って強制執行する ④その他→生命保険、 で、督促状や再三の催告にも応 いずれも、滞納されている方 車両など

額の経費が掛かり、

その経費も

町税で負担することになります

場合は督促状の発送などにも多

が原則です。納付期限を過ぎた

また、町税の納付は自主納付

期限までに納めましょう。

招くことになりますので、

り、支払わないことは不平等を どの様々な事業に活用されてお 障や福祉の充実、消防や救急な 道の整備・公園の整備・社会保

②預金→どの金融機関を利用さ

強制執

やむを得ない事情により納期内 じず、納付相談の連絡もない納 の納付が困難になった方は、納 に実行されることがあります。 税の誠意が見受けられない場合 病気や失業、 生活困窮など、

国民年金保険料が未納の方への 年金の保険料を納付いただいて 差し押えなど)を行い、保険料 いる方との公平性を保つために、 納付に充てる厳しい取組みを進 法に定められた滞納処分(財産 日本年金機構では、 国民年金保険料の 納付は忘れずに ■問合せ きちんと

国民年金の保険料が未納の方で もあります。 も財産差し押えが行われること 務者(配偶者または世帯主)に 処分を行いますが、ご本人はも 応じていただけない場合に滞納 とより、法に定める連帯納付義 再三にわたり納付案内をしても 対象となるのは長期にわたり

納付のご案内をしますので、現 最終勧告状など)をお送りして は、事前に必ず文書(特別催告状、 在未納がある方は、そのように 実際に滞納処分を行う場合に

(虻田地区)

時30分~14時 10 月 2 日

(雨天 13 時

水

んのご協力をお願いします。

実施しますので、

住民の皆さ

黄色い旗の波運動を次のとお

黄色い旗の波運動に参加を!

早めに 納 付 しましょ 国民年金

室蘭年金事務所 (お客様相談室) である様相談室) 20143-50-1004 住民課住民・戸籍 年金グループ 274-3002

ますが、 年金の受給資格期間に算入され 例を受けた期間は、 猶予制度」は本人と配偶者のみ、 「学生納付特例制度」は本人の か審査しますが、「若年者納付 含めて保険料免除の対象となる

なる前にお早めの納付をお願い

月21日 (土

ま

秋の全国交通安全運動が、

での10日間、

交通安全を自らの から30日 (月)

いたします。 で問合わせください。 は、室蘭年金事務所国民年金課 (**2**0143-24-7104) ま なお、国民年金保険料のこと

度」、また、学生の方には「学 免除の対象にならない30歳未満 30歳未満の方へ の方には、「若年者納付猶予制 世帯主の所得が高く、保険料

①児童・生徒、

高齢者の交通事

【運動の重点】

故防止

②夕暮れ時と夜間歩行中・自

転

車乗車中の交通事故防止

③全ての座席のシートベルト・

チャイルドシートの正しい着

生納付特例制度」があります。 部免除)は、世帯主の所得も 若年者納付猶予・学生納付特 般の保険料免除(全額免除 判定することになります。 年金額には反映されま 将来受ける

④飲酒運転の根絶

成 25 年秋の全 国交通安全運動

■問合せ 住民課住民・戸籍 年金グループ ☎74-3002

実施されます。

道民一人ひとりの交通安全意識 実践が主体的に行われるよう、 や思いやりのある交通マナーの ことと捉え、交通ルールの遵守

の高揚を図ることを目的として